

議案第12号

朝来市介護保険法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市介護保険法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスの特例として共生型地域密着型サービスに関する基準が定められたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市介護保険法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市介護保険法の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成25年朝来市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第78条の4第1項」を「法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項」に改め、「第36条第2項」の次に「(省令第37条の3において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「省令第40条の16」を「省令第37条の3及び第40条の16」に改め、同条第4項中「省令第40条の16」を「省令第37条の3、第40条の16」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号資料

朝来市介護保険法の規定により条例に委任された基準等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める指定地域密着型サービスの事業の基準は、次項から第6項までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(省令第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、省令第9条第2項、第25条第2項(省令第40条の16において準用する場合を含む。)、第50条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第162条第8項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、省令第3条の30第4項、第15条第4項、第30条第3項(省令第40条の16、第61条、第88条及び第182条において準用する場合を含む。)、第103条第3項、第126条第4項、第149条第3項及び第167条第4項の研修の実施計画を従業者</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める指定地域密着型サービスの事業の基準は、次項から第6項までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(省令第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、省令第9条第2項、第25条第2項(省令第37条の3及び第40条の16において準用する場合を含む。)、第50条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第162条第8項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、省令第3条の30第4項、第15条第4項、第30条第3項(省令第37条の3、第40条の16、第61条、第88条及び第182条において準用する場合を含む。)、第103条第3項、第126条第4項、第149条第3項及び第167条第4項の研修の実施</p>

の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

5、6（略）

計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

5、6（略）